判例研究

〔商法 六〇四〕

決議と不公正発行による差止め

上場会社における有利発行を理由とする株主総会特別

〔判示事項〕

たとしても、本件事案のもとでは、本件新株発行が著しく有利発行であることを承認する株主総会特別決議があっ

不公正な方法であることは阻却されない。

[参考条文]

会社法一九九条・二〇一条・二一〇条

[事実の概要]

上場している。同業他者とのM&Aを進めてきたX(債権とする株式会社であり(代表者A)、東証JASDAQにY(債務者)は、産業廃棄物の再資源化等を主たる事業

た。そこで、Xは平成二九年二月二八日以降、業務提携のめ、Yと何度か協議を重ねていたが、合意には至らなかっ者:公開会社でない株式会社)は、将来的な業務提携のた

日の時点で二九万六、三○○株(持株比率二五・三四%)た。X関係者が取得した分も合わせて、平成三○年三月二交渉に向け、自己資金でY株式の取得を開始することにし

保有するに至っている。

たYは、平成三〇年二月二六日開催の取締役会(本件取締平成二八年二月より計画していた事業資金が必要であっ

役会)において、同年三月二七日開催の株主総会(本件株

により、①発行する株式:普通株式一七万七、八〇〇株、主総会)で承認されることを条件に、第三者割当ての方法

②払込金額:一株あたり一、一三〇円、

③払込金額総額

件新株発行の払込金額は、直近の市場価額二、六九三円かいう内容で新株発行をすることを決議した。もっとも、本日、⑤割当先:B~Ⅰ(株式会社が六社、個人が二名)と二億九一万四、〇〇〇円、④払込期日:平成三〇年四月二

ら大きくディスカウントされたものであった.

方法であることなどを回答している。

「大であることなどを回答している。

「大であることなどを回答している。

「大であることなどを回答している。

「大であることなどを回答している。

「大であることなどを回答している。

「大であることなどを回答している。

「大であることなどを回答している。

り、同書面において前記②払込金額を一、一三〇円としたり、同書面において前記3払込金額となった理由について説明がなかっには、前記②払込金額となった理由について説明がなかった(もっとも、Yは前記招集通知とともに、X以外の株主た(もっとも、Y取締役会は、本件株主総会に先立ち、招集通

発行が本件株主総会において承認された。経緯・理由などを説明している)。同月二七日、本件

以上のような事実関係のもと、Xが本件新株発行行が本件材主総会によいて承認された

0)

めを求めたのが本件である。

〔決定要旨〕

、弥永真生「本決定判解」ジュリストー五二三号(二〇一申立認容(本件は、保全異議申立後に取下げられている

八年) 二頁)。

用される場合にあたるというべきである。 用される場合にあたるというべきである。 用される場合にあたるというべきである。 用される場合にあたるというできを及ぼすような数の新 様が発行され、それが第三者に割り当てられる場合に、そ 株が発行され、それが第三者に割り当てられる場合に、そ 株が発行され、それが第三者に割り当てられる場合に、そ 株が発行が特定の株主の持株比率を低下させ現経営陣の なときは、不当な目的を達成する手段として新株発行が利 なときは、不当な目的を達成する手段として新株発行が利 などまれたものであるときは、不当な目的を達成する手段として新株発行が利 の新株発行が特定の株主の持株比率に重大な影響を及ぼすような数の新

を交渉の席に着かせるべく、Yから買増しをやめるよう申ねてからYとの業務提携を望み、これを明確に拒絶したY三〇年三月二日時点でも約二五%に留まるところ、Xはかイ これを本件についてみると、X側の持株比率は平成

二八日から同年

一二月五日の終値の平均価

額から一〇%

自己資金でなく新規に資金を調達すること、その方法とし

二九年八月

額について資金調達の必要があり、

取締役会決議日の六か月前の営業日である平成

-----本件新株発行の払込金額は、

本件新株発行に係る

そして、Yの株主構成は、 営に関与したいという確固たる意思を有していること、そ 準備する内容のX提案を行っているのであり、 いがあると一応認められる。 したXによる買増しに対してYが警戒感を抱いていたこと 権をとる可能性がある水準に達していると考えられ、こう に鑑みても、 るXの実質的な影響力は数字以上のものともなり得ること 株主が圧倒的多数を占め……、 れを実現する財源的裏付けもあることが一応認められる。 された後にも、遅くとも約一か月以内に約二億円の資金を 全て自己資金で買い進め、 発行が取締役会で決議された後にも、 め合計約三○万株の株式を自己資金で買い進め、 〇年三月二日までの約一年間でみても、 入れがあったにもかかわらず、 九%にすぎず、 XとYの現経営陣の間で、 近い将来に特別決議を否決するに十分な議決 四〇二名の議決権ある株主のうち個人 本件新株発行が取締役会で決議 筆頭株主のY代表者でも約三 平成二九年二月から平成三 議案の 会社の支配をめぐって争 決議の帰すうに与え 約三〇万株の株式を 関係者取得分を含 XがYの経 本件新株

° 1 0) 株価については、 業日までを一律に算定の基礎から除外するのは、 くとも平成二九年一二月六日以降取締役会決議 価することにも相当の理由があるということができ、 伸ばし、 面もあるといえるほか……、 ディスカウントした金額である。 新聞報道を契機に市場で評価を受けたことを原因とする 営業利益も計上しているから、 Yの事業が、 Yは、三期連続で、売上高 平成三〇年二月一九 しかし、 Yの株価を高く評 同月六日 日の直前 相当でな 日付け 以

以上によれば、本件新株発行は、XとYの現経営陣の間Xの持株比率に重大な影響があるものとおえられる。 株式を発行することになり、Xの株式は大きく希釈化され、株式を発行することになり、Xの株式は大きく希釈化され、よって、Yは払込金額総額約二億円に対して著しく大量のよって、Yは払込金額総額約二億円に対して著しく下回る払込

「……設備投資のため、本件新株発行に係る払込金額総を維持する目的でなされたものであることが推認される。」式を大きく希釈化するものであり、Yの現経営陣の支配権で会社の支配をめぐって争いがある状況において、Xの株

その調達方法として、 105

定の合理性がある

設備投資に要する予算規模やYの財務状況に鑑みれば、一て第三者に対する割当増資を選択すること自体には、……

件新株発行に係る取締役会決議当時、そのような価額でな価であり、株式の希釈化を生じさせるものである。……本いかし、……本件新株発行の払込金額は、時価よりも廉

せるといえる。」 し、その影響力を減殺する目的を有していたことを推認さい、その影響力を減殺する目的を有していたことを推認さがこれを拒絶したことは、Yにおいて、Xの株式を希釈化は明らかに株主に有利な内容であったにもかかわらず、Y

「……本件株主総会において、

株主は、

取締役から、

当

提案について、

少なくとも株式の希釈化という点におい

窺わせる事情は、見当たらない。

取締役会後になされたX

ければ払込金額総額について資金調達が困難になることを

して記載しなければならない(会社法施行規則七三条一項すべき内容については、株主総会参考書類の提案の理由とて説明する義務を負い(会社法一九九条三項)、上記説明者の募集をすることを必要とする理由について株主に対し

近の市場価額で払込金額総額分の株式を引き受けるという本件では、本件新株発行が公表された直後、Xから、直

係る議案について、なぜ当該払込金額としたかについての、な代事案を前提とすれば、Yの取締役は、本件新株発行においては、株主にとって有利な内容である。以上のようなおいては、株主にとって有利な内容である。以上のような法として、X提案と本件新株発行と二つの選択肢を有する法として、X提案)が行われており、Yとしては、資金調達方

というべきである。」件新株発行を選択する理由について、説明する義務があるの程度が低い増資の選択肢があること、にもかかわらず本

説明の一環として、より高い払込金額であり株式の希釈化

持の目的による不公正性を阻却することにはならないといせるような瑕疵があったといわざるを得ず、Yの支配権維株主が議決権行使するにあたってその判断の正当性を失わ行に係る議案について特別決議が承認可決されたとしても、ついて説明を受けたとはいえないから、たとえ本件新株発該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由に

本件新株発行は著しく不公正な方法によるものであるとい経営陣がその支配権を維持するためというべきであるから、一以上によれば、本件新株発行の主要な目的は、Yの現

うべきである。」

株主総会の特別決議があったとしても、その不公正性は 本件の事案を考慮すれば、 本件新株発行を承認する

阻却されない。」

また、Xの持株比率は、本件新株発行によって、

約二

四月二日であるから、間近に迫っているということができ るものといえる。本件新株発行の払込期日は、平成三○年 五%から約二二%に減少するから、 以上によれば、保全の必要性が認められる。」 Xに著しい損害が生じ

研 究

討の余地があると考える。 差止を認容した結論には賛成するが、 理論構成には再検

本決定の意義・位置付け

社においてその支配権につき争いがあり、 方法」による新株発行(不公正発行)について、「株式会 本決定は、会社法二一〇条二号にいう「著しく不公正な 従来の株主の持

株比率に重大な影響を及ぼすような数の新株が発行され

それが第三者に割り当てられる場合に、その新株発行が特 な目的を達成する手段として新株発行が利用される場合に ることを主要な目的としてされたものであるときは、不当 定の株主の持株比率を低下させ現経営陣の支配権を維持す

> て取られてきた、「主要目的ルール」の「定式」(松中学 正発行該当性の判断枠組みとしてこれまでの裁判例にお 「判解」岩原紳作ほか編 『会社法判例百選〔第三版〕

あたるというべきである」と表現している。これは、

不公

年)八四頁)。近時、上場会社における公募による新株発 行の不公正発行該当性が問題となった事案においても「主 志帆「本決定判解」私法判例リマークス五八号(二〇一九 閣、二○一六年)二○○頁)を採用するものである

(島田

月一八日金融・商事判例一五三二号五七頁。また、公募に なった東京地判平成三○年九月二○日資料版商事法務四 よる新株予約権付社債発行の不公正発行該当性が問題と

要目的ルール」が採用されている(東京地決平成二九年七

づいて本件新株発行の不公正発行該当性を審査し、 る)。本決定は、この「主要目的ルール」の「定式」に基

五号八三頁においても、

同様の判断枠組みが採用されてい

た事案である(島田・前掲八四頁)。 して、株主による不公正発行を理由とする差止請求を認め

達目的が認定されれば不公正発行該当性を否定(例えば かつての裁判例では「主要目的ルール」 のもと、

資金調

有利発行該当性と不公正発行該当性をともに否定した裁判 107

例である東京地決平成元年九月五日判例タイムズ七一一号

法 2 本決定の特色

五六頁)する傾向にあったが

(江頭憲治郎

『株式会社

一第三者割当てを例に」ビジネス法務一四巻一二号(二○うになってきている(松中学「権限分配の「建前」と変容以下参照)、新株発行の内容について詳細な審査を行うよ以下参照)、新株発行の内容について詳細な審査を行うよいて、矢崎淳司「判研・大阪地決平成二九年一月六日」東断枠組みを採用している。同決定の判断枠組みの理解につ断枠組みを採用している。同決定の判断枠組みの理解につ

永・前掲三頁)。

判例解説(二〇一九年)九四頁)。 特新株発行による資金調達の必要性について詳細な審査を作新株発行による資金調達の必要性について詳細な審査を作が株発行による資金調達の必要性について詳細な審査をは新株発行による資金調達の必要性について詳細な審査を対した。

四年

四七頁、

島田・前掲八四頁)。本決定は、Y経

であるが、従来の裁判例には見られないものである(弥 を表表によって実現で を表示なされていた本件の事実関係に由来するもの をる又提案がなされていた本件の事実関係に由来するもの をる又提案がなされていた本件の事実関係に由来するもの をるるが、従来の裁判例には見られないものである(弥 であるが、従来の裁判例には見られないものである(弥 であるが、従来の裁判例には見られないものである(弥 であるが、従来の裁判例には見られないものである(弥 であるが、従来の裁判例には見られないものである(弥 であるが、従来の裁判例には見られないものである(弥 であるが、従来の裁判例には見られないものである(弥 であるが、従来の裁判例には見られないものである(弥 であるが、従来の裁判例には見られないものである(弥

によって、問題となった新株発行の不公正発行該当性が阻 「本決定解説」法学教室四五六号(二〇一八年) は本件新株発行が有利発行(会社法一九九条三項)に該 とな本件新株発行の条件としていた点である は本件新株発行が有利発行(会社法一九九条三項)に該 第二に、裁判所による事実認定の問題とも関連するが、

却される可能性があることを前提としている

(鳥山恭

第一に、Yの資金調達の必要性があったことを認め本決定には、次の特色を指摘することができる。

Ť

られないものであることが先行評釈において指摘されてい

株主総会権限による新株発行であるにもかかわ

前

述のように、本決定は不公正発行該当性の判

る

永

前揭三頁)。

でいたいえるのか(このような議論として、神田秀樹に (何らかの形で株主の同意を得ていれば)、不公正発行とは 理論的な問題として、適法な株主総会決議を経ていれば 理論的な問題として、適法な株主総会決議を経ていれば 理論的な問題として、適法な株主総会決議を経ていれば で何らかの形で株主の同意を得ていれば)、不公正発行とは でのような瑕疵があったことから(有利発行に 性を失わされるような瑕疵があったことから(有利発行に 性を失わされるような瑕疵があったことから(有利発行に 性を失わされるような瑕疵があったことから(有利発行に 性を失わされるような瑕疵があったことから(有利発行に を失わされるような瑕疵があったことから(有利発行に

本決定判

批

法律のひろば七二巻三号(二〇一九年)六

〇一八年)一二頁。本件について弥永・前掲三頁)。の不公正発行問題の新たな展開」商事法務二一七四号(二一二八頁〔洲崎博史〕)、検討が必要となる(森本滋「新株

『会社法コンメンタール5』(商事法務、

二〇一三年

となるように思われる。

た点である。このような判示は、これまでの裁判例では見する理由について、説明する」義務が取締役にあると示しの選択肢があること、にもかかわらず本件新株発行を選択係の高い払込金額であり株式の希釈化の程度が低い増資

すべきであるのか)、ということが別途、理論的には問題不公正発行該当性の判断枠組みとして運用されてきた「主要目的ルール」を採用した点である。会社法のもとでは、要目的ルール」を採用した点である。会社法のもとでは、要目的ルール」を採用することができるのか(採用た「主要目的ルール」を採用することが別途、理論的には問題た「主要目的ルール」を採用することが別途、理論的には問題た「主要目的ルール」を採用することが別途、理論的には問題た「主要目的ルール」を採用することが別途、理論的には問題できる。

以下、3では、第一・第三の特徴と関連して、本決定に以下、3では、第一の特徴と関連して、本件のような株主総会決議は、第二の特徴と関連して、本件のような株主総会決議は、第二の特徴と関連して、本件のような株主総会決議を行を理由とする差止めと本決定の法律構成について検討する。

本決定における「主要目的ルール」の運用

3

用されているのかについて検討する。まず本決定における「主要目的ルール」がどのように

断に

あ

の現経営陣の間には、会社支配権をめぐる争いが顕在化し 「主要目的ルール」に従うことを明示したうえで、XとY 従来の裁判例で用いられてきた判断枠組みである

ていたことを認定している。さらにそのような背景事情

0

0) 主

がある

(松中学

0)

判断基準」

商事法務一九一一号(二〇一〇年)二八—二

「市場価格が高騰している場合の有利発行

断にあたって、その判旨からも明らかなように、次の二つ 持目的を認定している。 金調達の必要性を認めながらも、 本決定は、Yが置かれた財務状況を前提に一定の資 本決定は会社支配権維持目的の判 結論として会社支配権維 第一に、本件新株発行

が直近の市場価額よりも著しく安価で発行されていること

本件新株発行に係る取締役会決議

配の後に

平

事実を重視している。すなわち、

配権維持目的の関係を検討する。 た」という点である。以下では、それぞれの事実と会社支 釈化という点においては明らかに株主に有利な内容であ 提案されたX提案を採用する方が、「少なくとも株式の希

Xによる市場内における不当な「買い占め」によって急騰 締役会決議日の直前営業日 金額の算定にあたって、平成二九年一二月六日から本件取 まず第一の事実について、本決定は本件新株発行の払込 ている。 株 価の変動を一律に除外することを「相当でない」 他方でY側は、 (平成三○年二月二三日) まで 直近のY株式の市場価格は

> 場価格の排除を認めるべきであるのか、 利発行か否かの判断にあたっていかなる場合に高騰した市 したのであり、 市場価額が高騰する原因には様々な要因が考えられ、 一張していた (金融・ 株式価 商事判例一五四一号六二頁)。 値の実態を反映しないものであると 解釈上困難な問

大量の株式の買い占めによって市場価格が高騰している 九頁参照)。 下級審判例においても、 不当な目的をもった

合にはこれを排除することを認めるものがある ·成二年五月二日金融 · 商事判例八四九号九頁参照)。

かしながら、本件の事実認定による限り、

Xは真摯に業務

提携を目指しており、 昇は会社の生み出すキャッシュ・フローに基づき会社 しているとは評価することはできない。 売り抜けを前提としてY株式を取 Y株式の 価 0 の

観的価値を反映しているものと一応いえそうである(小菅

成二九年一二月六日から本件取締役会決議 「本決定判批」 五七頁参照)。そうすると、 嘉悦大学研究論集六二巻一号 本決定のいうように、 日の 直前営業 =

九年) 成一

(平成三〇年二月二三日) までのYの株価 0 変動を

律に除外」することには合理的な理由がなく、

取締役会限

H 平

株主総会決議があったとしても、当然に不公正発行該当性 化していたことと相まって、 主の同意を得ていれば、必ず有利発行による新株発行を行 つの事情として把握することができる(有利発行にかかる としても、 で新株を発行することは、 においては、 うことができるのかということが問題となりうる)。本件 る(三浦・前掲五頁。もっとも、4で検討するように、 りでこれを決定することは「相当でない」ということにな 本件において会社支配権維持目的を推認する XとYの間で会社支配権をめぐる争いが顕在 適法に株主総会決議を経てい 市場価格を著しく下回る価額 株 た

次に第二の事実と会社支配権維持目的の関係について検頁。この点については4で検討する)。

が否定されるわけではないことについて、

森本・前掲一五

前立のようこ、本牛所朱発庁こかかるよ込金預目当預こつ的を有していたことを推認させる」ものと評価している。たことを「Xの株式を希釈化し、その影響力を減殺する目討する。本決定は、X提案を拒絶し本件新株発行を実行し

以前(平成二八年二月頃)からYは本件新株発行の目的でしていない。Xとの会社支配権をめぐる争いが顕在化するいて、Yに資金調達目的があること自体は裁判所も否定は前述のように、本件新株発行にかかる払込金額相当額につ

ある設備投資について検討していたことから、

資金調達自

る

(必ずしもその理論的根拠は明らかではない。三浦・前

本決定のように対抗提案が存在している場合には

しなかったことを問題視している。このように本決定は、そしてそれが提案されていたにもかかわらず、これを採用るだけ少ない数の発行で賄うことができたにもかかわらず、決定は、設備投資に必要となる金額に相当する株式をでき体は必要であったことを肯定している。しかしながら、本

とえ本件新株発行に係る議案について特別決議が承認可決される理由の説明が不十分であったことを踏まえて、「た四頁)。また、本決定は、有利発行に際して取締役に要求

れた最も大きな要因であったと考えられる

(島田

・前掲八

査)しており、これが本件新株発行が不公正発行と認定さけでなく、資金調達の方法の合理性についても検討(審不公正発行該当性の判断に当たって、資金調達の必要性だ

るのが一般的であるが(神田編・前掲書一五頁〔吉本健理由の説明について客観的合理性までは要求されないとすとにはならない」としている。学説では、有利発行を行うとにはならない」としている。学説では、有利発行を行うされたとしても、株主が議決権を行使するにあたってそのされたとしても、株主が議決権を行使するにあたってそのされたとしても、株主が議決権を行使するにあたってその

より高度な説明義務が要求されることが明らかとなってい 11

揭六頁、 分にはたさないままに従前の新株発行を実行したことも 顕在化していることと相まって、この高度な説明義務を十 (もっとも、 鳥山・ 前掲六七頁)。会社支配権をめぐる争い が

がこの説明義務に関する瑕疵を重視しているわけではない 持目的を認定する一つの事情として把握することができる 永・前掲三頁、 Q&A」と題する書面が提供されており、これによって 〔松尾・前掲一六○頁参照。 一高度な説明義務」が果たされたと解する余地もある。 招集通知とともに「第三者割当増資に関する 島田・前掲八四―八五頁)、会社支配権維 島田・前掲八五頁は、本決定 弥

株主総会決議による不公正発行該当性の否定

定)されるか否かについて検討する 株主総会決議により不公正発行該当性が阻却 (否

ように思われる。

学教室四五一号(二〇一八年)一一七頁)と整合的である

ころであった(もっとも、 決議はい 決平成一九年八月七日民集六一巻五号二二一五頁の示すと 不公正発行該当性が阻却されうる可能性があることは、 差別的行使条件付新株予約権無償割当ての事案ではある 株主総会の同意によって わゆる「勧告的決議」であったことから、本決定 同決定で問題となった株主総会 (新株予約権無償割当ての

> 二〇六条の二)。不公正発行該当性が株主の同意によって とは事案が異なるとする指摘として、森本・ ム24事件決定およびニッポン放送事件決定を踏まえて」法 え方(久保田安彦「支配権争いと不公正発行―ベルシステ と立法が示す会社支配権の問題は株主が決すべきという考 阻却されるという本決定の採用する論理は、 主の意思を確認するための手続規整が導入された(会社 法改正によって、支配株主の異動を伴う新株発行につい 通じて株主が決すべきであるとしている。平成二六年会社 社経営支配権の問題は、株主総会における取締役の選任を 高決平成一七年三月二三日高民集五八巻一号三九頁は、 新株予約権発行の不公正発行該当性が問題となった、 島田・前掲八五頁)。また、敵対的買収の対抗策として 割当先の決定において(募集事項の決定ではない)株 近時の裁判例 前掲 Ŧī.

は、

頁。 なる検討が必要となる(森本・前掲一五頁、 発行該当性が阻却される)といえるのか、 決議さえ経ていれば)、不公正発行とはならない もっとも、 5で検討するように、 株主による同意 本決定についてはそもそもこの (承認) があれば 理論的にはさら 弥永・ 休 (不公正 前掲三 主総会

前提とする限り、

?者(B~I)ではあるものの、

(5))。さらに、

で会社支配権をめぐる争いが顕在化していたという背景を

割当先として選定されていたのはA以外

Aを特別利害関係株主と

法の対抗案が提示されていたにもかかわらずこれを採用

A(Y代表者)を中心としたYとXの

間

以上につき鳥山・前掲六八頁注(1)、三浦・前掲七頁注

とでは、不公正発行該当性が阻却されるべき事案ではな があると考える)。また、少なくとも本件の事実関係のも ような法律構成を採用する必要があったのか、 検討の余地

思われる(森本・前掲一二―一三頁、三浦・前掲七頁

象(会社法八三一条一項三号)とする解釈もとれるように して把握したうえで、著しく不当な決議として取消しの

は持株比率の小さい個人株主が圧倒的多数を占めるという 阻却の観点からすると重要であった。AとX以外につい た)という点が、株主総会決議による不公正発行該当性の 九年一二月三一日時点で持株比率三一・九〇%を有してい かったと評価できるように思われる。 すなわち、Y代表者AがYの支配株主であった (平成二 7

Yの株主構成からすると(株主構成については、金融・商 配株主であるY代表者Aの意向がそのまま決議の帰趨に反 五四一号五八頁参照)、本件株主総会決議は、支 その帰趨を決定できるような株主総会決議が存在している あったとしても)、不公正発行該当性は阻却されないと解 のならば(決議取消事由として構成できない程度の問題で 少なくとも本件のように、利益相反関係にある支配株主が があるのである (森本・前掲一五頁、鳥山・前掲六八頁)。 意していたとしても)、その実質的内容が問題となること 適法に経ていたとしても(有利発行であることに株主が な場合には、有利発行にかかる株主総会決議を形式的には において支配株主が経営陣(取締役)を構成しているよう ると考えられる。本決定のように、公開会社(上場会社 (6)参照。島田・前掲八五頁はこれに反対する趣旨であ

株主総会の実態は明らかではないが、平成三〇年三月二八 る議案は六七・一八%の賛成という僅差で承認され 日に提出された臨時報告書によれば、 映されている可能性が高い(本決定の事実認定からは本件 本件新株発行にかか ている。

するべきである(鳥山・前掲六八頁参照)。

Ł, がらも、 5 前述のように、本決定は、資金調達の必要性を肯定しな 「主要目的ルール」を採用する本決定の法律構成の問題 ②Xによってより既存株主に影響の小さい資金調達方 ①払込金額が市場価格より著しく安価であったこ

から、 なかっ た Yの会社支配権維持目的を認定している。 本件新株 (採用しない 理由を十分に説明しなかった)こと

Ш

その持株比率を低下させる目的でYが本件新株発行を実行 決するに十分な議決権をとる可能性がある」ことを認識し、 を示す株主構成からすると、Xが「近い将来特別決議を否 はないが、本決定が言及するように個人株主が圧倒的多数 発行によるXの持株比率の低下は数字上はそれほど大きく

余地があるように思われる。 の構造および4で検討した株主総会決議を前提に、再考の 決定の理論構成については、会社法における新株発行規制 に移していることが推察できる。 差止請求を認容したことには異論はない ても結論に反対するものはない)。しかしながら、 最後にこの問題を検討する。 結論としてXの請求を認 (先行評釈に 本

これに対して、 なっていた(平成一七年改正前商法二八○条の二第二項)。 には株主総会決議による承認を要求するという手続規制と 授権資本制度を基本的に維持しつつ、有利発行である場合 は、 成 一七年会社法制定前の 昭和二五(一九五〇)年商法改正時に導入された 会社法における公開会社の新株発行規制は 商法 (平成一 七年改正前 商

に帰属することとしている(会社法一九九条三項・二〇一 授権資本制度を維持しつつも有利発行の場合には株主総会

> 二〇一七年) 二七一頁)。この点について本決定は、 八条一項二号)あるいは株主総会における議案 おける決議事項 続からすると、本件取締役会決議は、 た」と表現しているが、 条件として、次の要領で本件新株発行をすることを決議 催予定の定時株主総会……において承認可決されることを 三〇年二月二六日、 条一項・三〇九条二 本爲三郎 『会社法の考え方 (株主総会の目的である事項 取締役会において、 項 ź. 現行の会社法の定める新株発行手 号。 以上の規律の相違につ 〈第一○版〉』(八千代出 法的には株主総会に 同年三月二七 (会社: 法二九 平 11 百 版

不公正発行該当性を審査している点は、 行に際して有する「目 発行であるにもかかわらず、 新株発行である。 て本決定で問題となっているのは、 適用され不公正発行該当性が判断されてきた。これに対し 決定権限) 前述のように従来の裁判例では、 (正確には、 濫用 新株発行にかかる取締役会による募集事 法的には取締役会決議に基づかない 0 問題について、 的」に着目した判断枠組みを用い 従来の裁判例と同様に新株発 株主総会権限に 「主要目的ルール」 取締役会の新株 本決定に特徴的 基づく 発行 項 権

0) 限 る。

九八条一項五号))を決定したにすぎないということにな

と不公正発行の問題は別個であるとする)。しかしながら、 Watch 商法 No. 116(二〇一九年)四頁は、 点である(なお、中曽根玲子「本決定判批」 新 株主総会決議 判例解説

従来の「主要目的ルール」を採用するべきであるのか、そ そもそも取締役会決議に基づかない本件新株発行について 取締役会の有する新株発行権限と目的に着目してきた

のか、 ように思われる(「主要目的ルール」の限界について、松 れともこれとは異なるアプローチを採用するべきではない ということが理論的には検討されなければならない

中学「大王製紙新株予約権付社債の発行をめぐる損害賠償

三九頁参照)。そして、少なくとも、 株発行権限の行使と観念できない本件新株発行については、 請求事件の検討〔下〕」 商事法務二一九二号(二〇一九年) 法的に取締役会の新

構成として、次のアプローチが考えられる はないかと考える。 株主総会決議の瑕疵を反映させる法律 とることができた(とるべきであった)

事案であったので

株主総会決議に基づく新株発行の差止めという法律構成を

かかる株主総会決議に取締役の説明義務 (会社法二一〇条一号)である。本決定では、 第一に、 株主総会決議の法令違反を理由とする差止 (会社法一九九条 有利発行に

違反があると認定されていることから、法令違反を

掲一六〇頁、中曽根・前掲三頁、鳥山・前掲六七頁)。 際にも、Xは法令違反を理由とする差止めを請求していた。 理由とする差止めが可能であった事案であった (松尾

実 前

前掲一三頁、鳥山・前掲六七―六八頁)である。このアプ 合についても、不公正発行を構成するアプローチ (森本

第二に、株主総会決議に基づいて新株発行が行われる場

経営陣の間には会社支配権をめぐる争いが顕在化しており、 公正」さを判断する一つの要素として考慮されることにな ローチによれば、 (森本・前掲一三頁)。前述のように、本件は、 特別利害関係株主の議決権の行使は「不 X と Y

る

公正発行であることを基礎付ける要素として把握すること 考えられる事案であった。本件におけるこれらの事情は不 でありYの支配株主でもあるAが議決権を行使していたと 本件新株発行にかかる株主総会決議についてはYの代表者

三項)違反も不公正発行を基礎付ける一つの要素として把

ができる。また、取締役による説明義務(会社法一九九条

却されないという結論を導いてい 性を失わせるような瑕疵」 を指向しつつ、本件株主総会決議には「株主の判断 握されうる(鳥山・前掲六八頁は、このようなアプロー があり、 る)。 不公正発行該当性は 本決定のように 0 正

め

(さ

不公正発行を理由とする差止めを構成するのであれば

る(三浦・前掲六頁)。 うな法律構成を採用することが妥当であったように思われらなる理論的な検討は不可欠であるが)、端的に、このよ

一号(二〇二〇年)一〇七―一一〇頁が公表された。 脱稿後、三原秀哲「本決定判批」ジュリスト一五四

堀井 拓地